

(証券コード 8995)
2020年6月1日

株 主 各 位

大阪府堺市中区福田46番地

株式会社誠建設工業

代表取締役社長 小 島 一 誠

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会にご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 開催場所 大阪府堺市中区深井水池町3238
「サンパレス」4階大ホール
(会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.makoto-gr.com>）に掲載させていただきます。

※【重要】定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応

1. 当社の対応について
 - ・受付および会場内各所に消毒液を設置いたします。
 - ・当社役員および運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
2. 株主様へのお願い
 - ・今回の総会につきましては、株主様の安全を第一に考え、書面による事前議決権行使をご検討賜わり出来るだけご来場をお控えいただければ有難く存じます。
 - ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用および消毒液のご利用など、感染予防にむけたご配慮・ご協力をお願いいたします。また、当日、咳や発熱など体調のすぐれないとお見受けする方には、運営スタッフよりお声がけの上、ご出席を見合わせていただく場合がございます。
 - ・会場内座席につきましては、間隔を開けて感染防止を図るため、席数が例年より少なくなっております。また、議事につきましても、例年より時間を短縮して実施いたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境等が改善され個人消費に持ち直しの動きもあり、世界的な貿易摩擦の激化懸念等による先行き不透明感があったものの、緩やかな回復基調で推移しておりました。しかしながら、2020年に入り新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより経済活動の停滞が見られる状況となっております。

当社グループの属する不動産業界におきましても、台風や豪雨などの自然災害の影響や土地価格の上昇、建築コストの高止まり等の懸念材料はあったものの低金利の住宅ローン等の後押しにより比較的緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から今後の消費マインドの低下が懸念され、厳しい状況が続くことが見込まれます。

このような環境下、当社グループは「より良い家をより安く提供する」という経営理念の基に、地域に密着し、高品質低価格な建売住宅を主幹事業として事業展開を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は2,750百万円（前連結会計年度比9.7%減）、営業利益は77百万円（同比54.5%減）、経常利益は104百万円（同比45.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は20百万円（同比84.5%減）となりました。

当社グループにおけるセグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（戸建分譲住宅事業）

戸建分譲住宅事業におきましては、土地と建物をセットで売る「建売住宅」、当社以外の不動産業者からの「請負住宅」、一般顧客からの「注文住宅・リフォーム」を行っております。中でも建売住宅は良質な土地、品質重視の住宅に流行の建築デザインを施す基本方針で取り組み、お客様の満足度を高める当社グループの中核事業であります。

売上高につきましては、耐震・制震、断熱などの付加価値化に注力し、販売促進を行った結果、当連結会計年度の売上高は2,681百万円（前連結会計年度比10.0%減）となりました。

(不動産仲介事業)

不動産仲介事業におきましては、連結子会社が営業部門を担当しており、主として親会社である当社の建築した分譲住宅の販売仲介業務を展開しております。また、連結子会社各社に建売住宅の販売責任を持たせております。

当社の経営理念である「快適な居住空間の提供をお手伝い」という基本方針に基づき顧客第一主義に徹し、地域に密着した宣伝・販売活動を行った結果、当連結会計年度の売上高は68百万円（前連結会計年度比1.1%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した重要な設備投資はありません。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループが所属する不動産業界におきましては、同業者間の競争激化が進む中、顧客からは、一層の高品質・低価格が要求されております。

このような環境のもと、現在の当社グループ全体の基盤となる中核業務は、主に第一次取得者に対する分譲住宅の施工、販売業務であり、地元に着した事業展開を行い、地域ナンバーワンを目指す方針であります。

また、団塊世代の退職・少子化の問題に対応するため、一次取得者のみではなく二次取得者並びに富裕層に対する商品を開発・提供することを、重要な課題として取り組みを行っております。

顧客の夢をいかに創造できるか、それを「家」という媒体にいかに特化できるかは、今後の大きな課題ではありますが、それを実現するのは人材であり、会社の発展のためには人材の採用並びに育成が特に必要であると考えております。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
6. 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
9. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 26 期	第 27 期	第 28 期	第 29 期
	(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高	2,791,124	3,508,362	3,047,083	2,750,329
経 常 利 益	263,980	310,315	194,016	104,879
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	174,788	210,361	134,796	20,884
1株当たり当期純利益	86円88銭	104円56銭	67円00銭	10円38銭
総 資 産	4,738,986	4,822,031	4,519,802	4,655,428
純 資 産	3,199,008	3,360,519	3,423,287	3,422,116

10. 主要な事業内容

事業	主要製品
戸建分譲住宅事業	建売住宅及び請負住宅
不動産仲介事業	建売住宅の仲介業

11. 主要な営業所

(1) 当社

名称	所在地
本社	堺市中区福田
支店	堺市北区中長尾町
住宅展示場	堺市堺区向陵東町
〃	堺市東区草尾

(2) 子会社

(株)誠ホームサービス

名称	所在地
本社	堺市中区深井清水町
支店	堺市東区日置荘北町

(株)誠design工房

名称	所在地
本社	堺市中区福田

(株)誠エステート

名称	所在地
本社	堺市中区深井北町

(株)誠コーポレーション

名称	所在地
本社	堺市北区中長尾町

12. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	一名	46.9歳	13.3年

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) 誠ホームサービス	堺市中区深井清水町	千円 30,000	% 100.0	不動産仲介事業
(株) 誠 design 工房	堺市中区福田	30,000	100.0	戸建分譲住宅事業
(株) 誠エステート	堺市中区深井北町	30,000	100.0	不動産賃貸業
(株) 誠コーポレーション	堺市北区中長尾町	12,500	100.0	不動産仲介事業

14. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
(株) 紀陽銀行	千円 718,700
(株) 商工組合中央金庫	101,980
(株) 池田泉州銀行	83,340
(株) 日本政策金融公庫	41,140
(株) 三井住友銀行	20,032
(株) 三菱UFJ銀行	16,680

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 7,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,012,000株（うち、自己株式179株）
3. 株主数 769名（前期末比48名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 誠 イ ン ベ ス ト	670,800 ^株	33.34 [%]
(株) 誠 リ サ ー チ	160,000	7.95
(株) ホ ー ム リ サ ー チ	131,800	6.55
小 島 俊 雄	120,000	5.96
小 島 一 誠	104,000	5.16
(株) 不 死 鳥 イ ン ベ ス ト	70,000	3.47
誠 建 設 工 業 社 員 持 株 会	54,400	2.70
小 島 朝 子	48,000	2.38
水 田 真 貴 子	40,000	1.98
竹 俊 美	40,000	1.98

（注）持株比率は、自己株式（179株）を控除して算出しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名				地位及び担当	重要な兼職の状況
小	島	一	誠	代表取締役社長	
小	島		誠	取締役	
平	岩	和	人	取締役経営企画室長	
古	城	敏	夫	取締役	
北	村	健	介	常勤監査役	
中	村	剛	司	監査役	
松	本	俊	昭	監査役	

- (注) 1. 北村健介及び松本俊昭の両氏は、社外監査役であります。
2. 北村健介及び松本俊昭の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 北村健介氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 松本俊昭氏は、会計事務所における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社の社外監査役2名は、独立・公正な立場にあり、内部監査部署並びに監査法人と連携して監査を厳格に実施するとともに、取締役会に出席し意見を述べ、社外取締役に匹敵する経営監視機能を発揮しております。

社外取締役の重要性については認識しており、社外取締役を導入すべく社外取締役候補者の人選に向け、前向きに検討してまいりましたが、当社の経営規模・体制にとつての適任者を確保できず、このような中で社外取締役を設置することは、却って経営監視機能の実効性を損なう恐れがあるため、現在まで導入に至っておりません。

取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である社外取締役を3名選任する議案を2020年6月25日開催予定の第29期定時株主総会に上程いたします。

6. 監査役西辻文博氏は、2019年6月27日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 29,568千円 (うち社外 1名 1千円)

監査役 4名 8,610千円 (うち社外 3名 7,290千円)

(注) 1. 当事業年度末の取締役は4名、監査役は3名であります。

2. 上記支給額のほか2019年6月27日開催の第28期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役(社外監査役)1名に対して2百万円支給しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役の年額報酬は、代表取締役社長が取締役会に提案し協議のうえ取締役会決議により決定し、各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等との関係

社外監査役松本俊昭氏は、(株)ONE WORLDの取締役を兼務しております。

なお、当社と同社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	北村 健介	社外監査役就任後開催の取締役会は11回の内11回、監査役会は4回の内4回出席し、審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	松本 俊昭	当事業年度開催の取締役会は14回の内14回、監査役会は7回の内7回出席し、審議事項等に必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

12,500千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

12,500千円

(注) 1. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容として決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社企業グループの取締役及び従業員の職務執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループは、企業が永続的に存続及び発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。この認識のもと、当社企業グループの役員及び従業員が法令を遵守して、社会の構成員として求められる倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

コンプライアンスについては、当社のコンプライアンス規程に基づき、経営企画室に相談・通報体制を設けており、指導については当社企業グループの役員、従業員に研修を通じて行います。別途、社長を委員長、各部門長を委員として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、役員、従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたるよう研修を行います。

当社は、社長直轄の内部監査を定期に実施しており、当社企業グループの各部門の業務実態を把握し、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、会社の組織・諸規程が適正・妥当であることを調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長及び常勤監査役に報告しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づいた財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、それを評価並びに是正する体制を構築します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。

当該資料については、取締役及び監査役は常時閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社企業グループは、様々な損失の危険に対して、損失の危険を最小限に抑えるべく組織的な対応を行っております。現状は定期の会議において、当社企業グループのリスク管理に関する意見交換を行い、事前に適切な対応策を準備することに努めております。

リスク管理全体を統括する組織として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、有事においては、社長を本部長として「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催、取締役会には、監査役も出席して重要事項の決定及び取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会の機能の効率化を向上させるため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、中長期の経営計画の立案、事業環境の変化への対応等、担当役員が計画・施策等を立案し、取締役会開催日までに常勤の取締役間において、協議して議案の精度を高めております。

また、取締役会の決定事項、方針等を従業員に周知徹底するため、社長及び各部門長が出席する業務推進会議を毎月開催しております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループ（当社・子会社）においては、経営企画室及び当社監査役が定期に監査を実施し、業務の適正を確保する体制を整備しております。

なお、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議等により適切な経営管理を行っております。

(6) 監査役の職務を補助する従業員について

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査スタッフを置くこととし、その人選については、取締役と監査役が意見交換をすることとしております。

当該従業員の人事考課、異動などの決定には監査役の事前の了承を得るものとし、取締役から独立してその職務にあたるものとします。

(7) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社企業グループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれの事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告することとしております。

監査役への報告を行った通報者に対しては、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止するものとします。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または担当部門長にその説明を求めることとしております。

監査役の職務執行により生じる費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、請求により会社は速やかに支払うものとします。

なお、監査役は、当社の会計監査人である監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は当事業年度にコンプライアンス・リスク管理委員会を4回開催しております。同委員会は、社長を委員長とし各部門長を委員として構成するとともに、常勤監査役も出席しております。委員会では、コンプライアンスの問題及びリスクの問題に関する調査、対応方法の検討及び決定、対応後の進捗管理を行っております。当事業年度においては、コンプライアンス及びリスクには、問題点はありません。

通報体制については、コンプライアンス規程に基づき経営企画室に相談・通報体制を設けており、その運用状況をコンプライアンス・リスク管理委員会並びに取締役会に報告しております。当事業年度においては、通報実績はありません。

内部監査においては、当事業年度において事業所16回、子会社8回の監査を監査役と協調して実施しております。監査結果は、代表取締役役に報告するとともにコンプライアンス・リスク管理委員会へも報告しております。当事業年度においては、重要な不備はありませんでした。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり25円としております。

内部留保金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営体質の強化及び将来の事業展開に充当する予定であります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,606,781	流 動 負 債	795,144
現金及び預金	1,452,552	支払手形・工事未払金	204,955
受取手形・完成工事未収入金	234,901	短期借入金	252,000
販売用不動産	360,017	1年内返済予定の長期借入金	291,704
仕掛販売用不動産	1,263,331	未払法人税等	7,034
未成工事支出金	192,809	賞与引当金	4,708
その他	103,169	完成工事補償引当金	1,448
固 定 資 産	1,048,646	その他	33,293
有形固定資産	726,943	固 定 負 債	438,168
建物及び構築物	81,068	長期借入金	438,168
土地	640,990	負 債 合 計	1,233,312
その他	4,884	純 資 産 の 部	
無形固定資産	3,141	株 主 資 本	3,374,082
ソフトウェア	483	資本金	578,800
のれん	2,530	資本剰余金	317,760
電話加入権	127	利益剰余金	2,477,642
投資その他の資産	318,561	自己株式	△119
投資有価証券	275,705	その他の包括利益累計額	48,033
繰延税金資産	9,268	その他有価証券評価差額金	48,033
その他	33,587	純 資 産 合 計	3,422,116
資 産 合 計	4,655,428	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,655,428

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,750,329
売 上 原 価		2,343,237
売 上 総 利 益		407,091
販売費及び一般管理費		330,048
営 業 利 益		77,043
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	7,508	
受取賃貸料	27,196	
貸倒引当金戻入額	3,161	
雑 収 入	5,459	43,326
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,962	
減 価 償 却 費	8,602	
雑 支 出	3,925	15,490
経 常 利 益		104,879
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	72,783	72,783
税金等調整前当期純利益		32,095
法人税、住民税及び事業税		14,038
法人税等調整額		△2,827
当 期 純 利 益		20,884
親会社株主に帰属する当期純利益		20,884

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	578,800	317,760	2,507,054	△101	3,403,512
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△50,296		△50,296
親会社株主に帰属する当期純利益			20,884		20,884
自己株式の取得				△17	△17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△29,411	△17	△29,429
当 期 末 残 高	578,800	317,760	2,477,642	△119	3,374,082

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	19,774	19,774	3,423,287
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△50,296
親会社株主に帰属する当期純利益			20,884
自己株式の取得			△17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28,259	28,259	28,259
当 期 変 動 額 合 計	28,259	28,259	△1,170
当 期 末 残 高	48,033	48,033	3,422,116

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社誠ホームサービス

株式会社誠design工房

株式会社誠エステート

株式会社誠コーポレーション

(2) 非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

② たな卸資産

販売用不動産・仕掛販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③完成工事補償引当金

建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用の支出に備えるため、過年度の補償実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①請負工事収入及び請負工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

②消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年間で均等償却しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 361,530千円

2. 担保提供資産及び対応債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	260,906千円
建物及び構築物	60,537千円
土地	368,326千円
計	689,770千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	252,000千円
1年内返済予定の長期借入金	88,024千円
長期借入金	30,008千円
計	370,032千円

3. 受取手形裏書譲渡高 120,770千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	2,012,000株	—	—	2,012,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	50,296千円	25円	2019年 3月31日	2019年 6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月25日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	50,295千円	利益剰余金	25円	2020年 3月31日	2020年 6月26日

IV. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として預金等に限定しております。資金調達については、銀行等からの借入及び社債発行による方針であります。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は主として当座預金及び定期預金であります。営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、建築請負工事に係る債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程及び与信限度管理規程に従い期日管理及び残高管理を行うとともに、与信状態を半期ごとに把握する体制をとっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、時価については取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。

資金調達につきましては、担当部門が適時に資金計画を作成、更新するとともに、適正な手許流動性を確保することなどにより、流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。借入金の一部は変動金利であり金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用する場合があります。なお、期末日現在において契約残高はありません。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち99.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,452,552	1,452,552	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	234,901	234,901	—
(3) 投資有価証券	275,705	275,705	—
資産計	1,963,159	1,963,159	—
(1) 支払手形・工事未払金	204,955	204,955	—
(2) 短期借入金	252,000	252,000	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	729,872	729,758	△113
負債計	1,186,827	1,186,713	△113

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

V. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、大阪府堺市において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用集合住宅（土地を含む。）の賃貸等不動産を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は15,725千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸用費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

		当連結会計年度	
		（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
連結貸借対照表計上額	期首残高	361,023	
	期中増減額	△8,228	
	期末残高	352,795	
期末時価		399,640	

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 期中増減額は、減価償却による減少額であります。

(注) 3 期末の時価につきましては、固定資産税評価額を合理的に調整した価額であります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,701円00銭
- 1株当たり当期純利益 10円38銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VIII. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,231,562	流 動 負 債	671,584
現金及び預金	1,237,390	支払手形	17,977
受取手形	16,413	工事未払金	82,085
完成工事未収入金	218,487	短期借入金	252,000
販売用不動産	363,546	1年内返済予定の長期借入金	291,704
仕掛販売用不動産	1,099,450	前受金	6,400
未成工事支出金	192,809	未成工事受入金	5,200
前渡金	18,100	預り金	2,918
その他	85,364	賞与引当金	4,225
		完成工事補償引当金	1,448
固 定 資 産	1,156,933	その他	7,625
有形固定資産	625,484	固 定 負 債	578,168
建物	80,350	長期借入金	578,168
構築物	15	負 債 合 計	1,249,752
機械及び装置	0	純 資 産 の 部	
車両運搬具	3,777	株 主 資 本	3,090,710
工具、器具及び備品	292	資本金	578,800
土地	541,048	資本剰余金	317,760
無形固定資産	127	資本準備金	317,760
電話加入権	127	利益剰余金	2,194,270
投資その他の資産	531,322	利益準備金	12,000
投資有価証券	275,705	その他利益剰余金	2,182,270
関係会社株式	133,873	繰越利益剰余金	2,182,270
繰延税金資産	5,214	自己株式	△119
その他	116,528	評価・換算差額等	48,033
		その他有価証券評価差額金	48,033
資 産 合 計	4,388,496	純 資 産 合 計	3,138,743
		負債及び純資産合計	4,388,496

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,682,338
売 上 原 価		2,356,674
売 上 総 利 益		325,663
販売費及び一般管理費		264,829
営 業 利 益		60,834
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	7,965	
受取賃貸料	18,814	
貸倒引当金戻入益	3,726	
雑 収 入	1,677	32,184
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,762	
減 価 償 却 費	6,633	
雑 支 出	1,203	13,599
経 常 利 益		79,418
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	72,783	72,783
税引前当期純利益		6,634
法人税、住民税及び事業税		4,373
法人税等調整額		△1,949
当 期 純 利 益		4,210

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	578,800	317,760	317,760	12,000	2,228,355	2,240,355	△101	3,136,813
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△50,296	△50,296		△50,296
当 期 純 利 益					4,210	4,210		4,210
自己株式の取得							△17	△17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△46,085	△46,085	△17	△46,103
当 期 末 残 高	578,800	317,760	317,760	12,000	2,182,270	2,194,270	△119	3,090,710

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	19,774	19,774	3,156,588
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△50,296
当 期 純 利 益			4,210
自己株式の取得			△17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	28,259	28,259	28,259
当期変動額合計	28,259	28,259	△17,844
当 期 末 残 高	48,033	48,033	3,138,743

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産・仕掛販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用の支出に備えるため、過年度の補償実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

請負工事収入及び請負工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 301,970千円

2. 担保提供資産及び対応債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	260,906千円
建物	60,537千円
土地	368,326千円
計	689,770千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	252,000千円
1年内返済予定の長期借入金	88,024千円
長期借入金	30,008千円
計	370,032千円

3. 受取手形裏書譲渡高 120,770千円

4. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	1,000千円
短期金銭債務	7,576千円
長期金銭債権	89,876千円
長期金銭債務	140,000千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	935千円
仕入高	821,912千円
販売費及び一般管理費	33,756千円
営業取引以外の取引高	9,648千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	179株
--------------------	------

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	224千円
完成工事補償引当金	443千円
賞与引当金	1,293千円
投資有価証券評価損	20,259千円
その他	4,761千円

繰延税金資産小計 26,982千円

評価性引当額 △17,976千円

繰延税金資産の合計 9,006千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 3,792千円

繰延税金負債合計 3,792千円

繰延税金資産の純額 5,214千円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引高は、次のとおりであります。

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)フェニックス	所有 — 被所有 0.0%	工事請負	—	建築工事請負(注)2	518,207	受取手形	16,413
							完成工事未収入金	217,751

(注) 1 株式会社フェニックスは当社代表取締役社長小島一誠の近親者である小島俊雄氏が議決権の過半数を保有しております。

(注) 2 取引条件及び取引条件の決定方針等

工事請負金額については、取引基本契約に基づき、工事原価を勘案した価格交渉の結果に基づいて決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)誠design工房	所有 直接 100%	当社販売住宅の建築請負	請負工事(注)1	821,285	工事未払金	7,576
	(株)誠エステート		—	利息の受取(注)2	462	長期貸付金	89,876
	(株)誠ホームサービス		当社販売住宅の仲介	利息の支払(注)2	1,200	長期借入金	60,000
			事務所の賃貸(注)3	3,303	—	—	
(株)誠コーポレーション	当社販売住宅の仲介	利息の支払(注)2	1,600	長期借入金	80,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 工事請負金額については、当社と(株)誠design工房間で締結しております工事請負契約に基づき決定しております。
- (注) 2 資金の貸付及び借入は、グループ内資金の有効活用を目的としたものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (注) 3 貸貸料については、近隣の取引実勢に基づいて、協議により決定しております。

VII. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,560円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円09銭 |

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社 誠建設工業
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	花枝 幹雄 ㊞
業務執行社員	公認会計士	刃野 貴志 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社誠建設工業の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社誠建設工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2019年5月17日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社 誠建設工業
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	花枝 幹雄 ㊞
業務執行社員	公認会計士	刈野 貴志 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社誠建設工業の2019年4月1日から2020年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2019年5月17日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び清稜監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社誠建設工業 監査役会

常勤社外監査役 北村 健介 ㊟

監 査 役 中村 剛司 ㊟

社 外 監 査 役 松本 俊昭 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営体質の強化並びに今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、安定かつ継続的な利益配分を基本方針としていることから、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額50,295,525円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第29条を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会においても決議できるよう変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）および同第39条（剰余金の配当の基準日）第2項を新設し、併せてこれらの規定の一部と内容が重複する現行定款第9条（自己の株式の取得）および同第42条（中間配当）の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の整備等や、その他の条文の字句の修正等所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 9 条～第10条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある<u>とき</u>に随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>第14条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故ある時は<u>取締役社長が</u>、<u>取締役社長に事故ある時は</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故あるときは<u>取締役社長が</u>、<u>取締役社長に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第38条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第38条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	こじま いっせい 小島 一誠 (1971年) (7月14日生)	1996年4月 ㈱鴻池組入社 1998年6月 当社代表取締役就任 1999年4月 当社代表取締役社長就任(現) 2012年6月 ㈱誠design工房代表取締役就任(現) [取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役社長の任務を通じて、当社の事業活動に関して豊富な経験と知識を有しております。1998年6月から22年間当社取締役として、職務を適切に遂行していることから、当社取締役に適任であると判断し、引続き取締役候補者とするものであります。	104,000株
2	こじま まこと 小島 誠 (1975年) (11月26日生)	2004年3月 ㈱誠不動産(現㈱誠ホームサービス)代表取締役就任(現) 2008年9月 ㈱誠エステート代表取締役就任(現) 2014年6月 当社取締役就任(現) [取締役候補者とした理由] 同氏は、取締役としての任務を通じて、当社の事業活動に関して豊富な経験と知識を有しております。2014年6月から6年間当社取締役として、職務を適切に遂行していることから、当社取締役に適任であると判断し、引続き取締役候補者とするものであります。	9,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	ひらいわ かずと 平岩 和人 (1953年 10月18日生)	1976年3月 (株)幸福相互銀行(現(株)関西みらい銀行) 入行 2006年6月 当社出向 2007年4月 当社経営企画室長(現) 2008年12月 (株)関西アーバン銀行(現(株)関西みらい銀行) 退職 2009年1月 当社入社 2015年6月 当社取締役就任(現) [取締役候補者とした理由] 同氏は、経営企画室長としての任務を通じて、当社の事業活動に関して豊富な経験と知識を有しております。2015年6月から5年間当社取締役として、職務を適切に遂行していることから、当社取締役に適任であると判断し、引続き取締役候補者とするものであります。	600株
4	こじょう としお 古城 敏夫 (1955年 4月24日生)	1974年3月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2004年5月 (株)誠ホームサービス入社 2004年8月 (株)誠ホームサービス初芝支店長(現) 2019年6月 当社取締役就任(現) [取締役候補者とした理由] 同氏は、金融機関及び不動産会社での勤務を通じて豊富な経験と幅広い知見を有しています。2019年6月から1年間当社取締役として、職務を適切に遂行していることから、当社取締役に適任であると判断し、引続き取締役候補者とするものであります。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 小島誠氏は小島一誠氏の実弟であります。
3. (株)誠ホームサービスは、当社の連結子会社であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関してはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	まつもと としあき 松本 俊昭 (1960年10月24日生)	1981年4月 イオリ建築設計事務所入所 1986年3月 北口正文税理士事務所入所 2004年3月 NPO法法人 ONE WORLD for children 事務局長就任 2004年7月 (株)WORLD ONE (現(株)ONE WORLD) 代表取締役就任 2006年6月 当社監査役就任 (現) 2007年8月 (株)WORLD ONE (現(株)ONE WORLD) 取締役就任 (現) (重要な兼職の状況) (株)ONE WORLD 取締役 [監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 同氏は、会計事務所で培われた知識・経験を背景に、2006年6月より社外監査役として大局的な見地から監査を行っており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式数
2	きたむら けんすけ 北村 健介 (1955年 3月18日生)	1977年4月 (株)幸福相互銀行(現関西みらい銀行) 入行 2005年4月 (株)関西クレジット・サービスへ出向 2014年6月 (株)関西クレジット・サービス監査役就任 2019年3月 (株)関西クレジット・サービス退職 2019年6月 当社監査役就任(現) [監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 同氏は、金融機関での豊富な経験と幅広い知見を背景に、2019年6月より社外監査役として大局的な見地から監査を行っており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。	一株
3	さかぐち こういち 坂口 晃一 (1971年 4月27日生)	1996年4月 出江建築事務所(株)入社 2001年4月 坂口建築計画を設立代表者就任(現) 2007年7月 (株)NABESHO一級建築士事務所 管理建築士就任(現) (重要な兼職の状況) 坂口建築設計 代表者 [監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 同氏は、建築設計事務所の経営を通じて豊富な経験と幅広い知見を有しています。その専門性を生かし、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本俊昭、北村健介、坂口晃一の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 第2号議案「定款一部変更の件」ならびに松本俊昭、北村健介、坂口晃一の3氏の選任が承認された場合には、3氏との間で、定款規定および会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は松本俊昭、北村健介の両氏を東京証券取引所規則に求める独立役員として届けております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、坂口晃一氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員とする予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行します。

当社の取締役の報酬額は、2004年6月29日開催の第13期定時株主総会において、年額7,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の情勢も考慮して、年額8,000万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきますと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行します。

これに伴い監査役中村剛司氏は本総会終結の時をもって監査役を退任されます。

つきましては、監査役中村剛司氏の在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

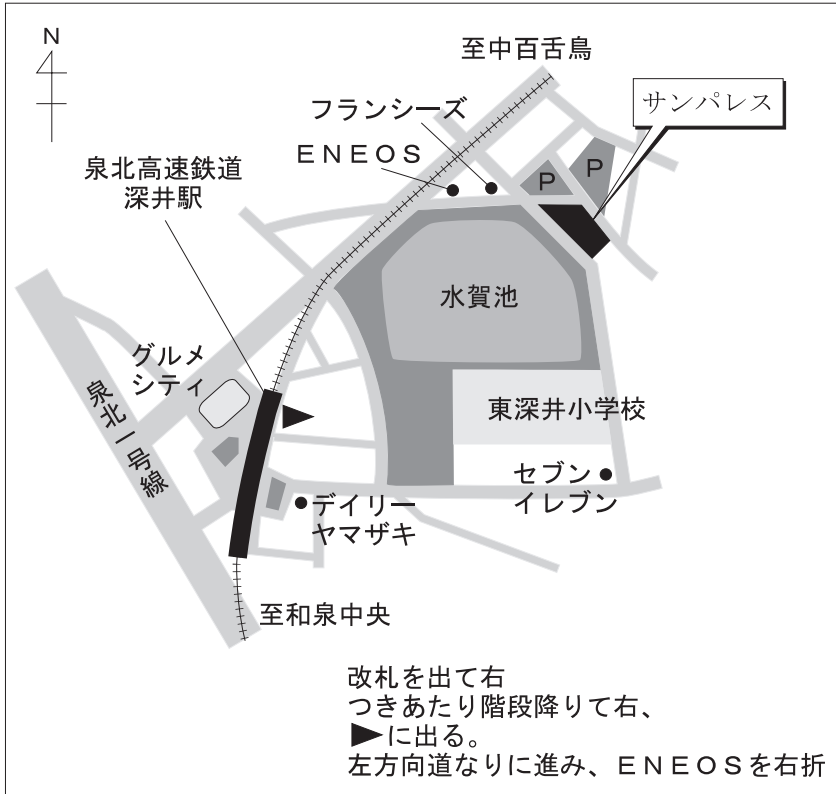
氏 名	略 歴
中村 剛司	1998年10月 当社専務取締役 2015年6月 当社監査役（現在に至る）

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府堺市中区深井水池町3238
「サンパレス」 4階大ホール
電話 072-278-2211



<交通のご案内>

◆ 泉北高速鉄道深井駅より徒歩5分